

## 目 次

規 則	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	1
12 新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則	2
13 新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則	2
14 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則	3
15 新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則	4
16 新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則	7
17 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	8

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則  
新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則（平成 18 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は <u>総務退職課</u> において行う。	(庶務) 第 5 条 審査会の庶務は <u>総務課</u> において行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合公報発行規則（平成 16 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(閲覧) 第 4 条 公報は、新潟県市町村総合事務組合 <u>総務退職課</u> に備え置いて一般の閲覧に供する。	(閲覧) 第 4 条 公報は、新潟県市町村総合事務組合 <u>総務課</u> に備え置いて一般の閲覧に供する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則（平成 16 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(路程の計算) 第 3 条 (略) (1)・(2) (略) (3) 陸路 <u>地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程又は実測その他社会通念上妥当と認められる方法により計測した路程</u> 2 <u>前項第 1 号及び第 2 号の規定により路程を計算しがたい場合には、これらの規定にかかわらず、同項第 3 号の規定に準じて計算することができる。</u>	(路程の計算) 第 3 条 (略) (1)・(2) (略) (3) 陸路 ア <u>県内旅行 新潟県で定める新潟県管内路程図に掲げる路程</u> イ <u>県外旅行 日本郵政公社の調に係る郵便線路程図に掲げる路程</u> 2 <u>前項の規定により陸路の計算をしがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。</u>

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該陸路の路程計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路を計算する場合には、新潟県管内路程図に掲げる基点又は郵便線路図に掲げる郵便局で、当該旅行の出発箇所若しくは帰着箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも基点とすることができる。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該陸路の路程計算について信頼するに足るものを基点として計算することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第2号（第5条関係）中「（換算払い）」を「（概算払い）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成29年3月23日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第14号

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合財務規則（平成16年規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(契約執行の決定) 第23条の2 予算執行職員は、 <u>次の各号に掲げる契約を締結しようとするときは</u> 、あらかじめ契約執行決議書により契約執行の決定をしなければならない。ただし、 <u>第26条第1項の規定により契約書の作成を省略する契約及び第41条第2号の規定に該当する契約を締結するときは</u> 、この限りでない。 <u>(1) 収入の原因となるべき契約</u>	(契約執行の決定) 第23条の2 予算執行職員は、 <u>物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る契約で債務の負担を伴わないものを締結しようとするときは</u> 、あらかじめ契約執行決議書により契約執行の決定をしなければならない。ただし、 <u>第41条第2号の規定に該当する契約を締結するときは</u> 、この限りでない。

<p>(2) <u>物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る契約で債務の負担を伴わないもの</u></p> <p>(3) <u>法第 214 条の規定により翌年度以降にわたり債務を負担する契約</u></p> <p>(4) <u>長期継続契約(法第 234 条の 3 の規定により翌年度以降にわたり不動産を借りる契約及び新潟県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 18 年条例第 27 号)で定める契約をいい、第 2 号に該当するものを除く。)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
--	--------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 15 号

新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則（平成 16 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 ～ 第 5 章 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 3 条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 <u>新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成 16 年規則第 2 号)</u>に規定する課をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 ～ 第 5 章 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 3 条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 <u>新潟県市町村総合事務組合課等設置条例(平成 16 年条例第 4 号)</u>に規定する課をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(財産の所管)

第5条 (略)

2 普通財産は、人事会館課に所管させる。

(財産事務の分掌)

第6条 (略)

2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、人事会館課長が処理しなければならない。

3 (略)

(財産の取得手続)

第8条 課長は、財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により人事会館課長を経て事務局長の承認を得なければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(損害保険)

第15条 (略)

2 保険の事務は、人事会館課長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

第16条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、人事会館課長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

第17条 課長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により人事会館課長を経て事務局長の承認を得なければならない。

(1)～(4) (略)

2 課長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書(別記様式第3号)を調製し、直ちにこれを人事会館課長に引き継がなければならない。

(損害報告)

第19条 課長は、財産が滅失し、又は損傷し

(財産の所管)

第5条 (略)

2 普通財産は、総務課に所管させる。

(財産事務の分掌)

第6条 (略)

2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、総務課長が処理しなければならない。

3 (略)

(財産の取得手続)

第8条 課長は、財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により総務課長に合議のうえ、事務局長の承認を得なければならない。この場合において、当該財産の性質又は取得原因によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(損害保険)

第15条 (略)

2 保険の事務は、総務課長が行うものとする。

(所在市町村交付金)

第16条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)第2条及び第7条に係る事務は、総務課長が行うものとする。

(行政財産の用途廃止又は変更)

第17条 課長は、行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により総務課長に合議のうえ、事務局長の承認を得なければならない。

(1)～(4) (略)

2 課長は、前項の規定により行政財産の用途を廃止したときは、財産引継書(別記様式第3号)を調製し、直ちにこれを総務課長に引き継がなければならない。

(損害報告)

第19条 課長は、財産が滅失し、又は損傷し

たときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により人事会館課長を経て事務局長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(許可手続)

第 27 条 (略)

2 課長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、人事会館課長を経て事務局長の承認を得なければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 前項の承認は、次に掲げる事項を記載した文書に使用許可書案を添えて行わなければならない。

(1)～(8) (略)

4 (略)

(貸付手続)

第 30 条 (略)

2 人事会館課長は、普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、事務局長の承認を得なければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(連帯保証人)

第 31 条 人事会館課長は、普通財産の貸付けについて、保証人の必要があると認めるときは、次の各号（管理者が特に認める場合にあつては、第 2 号）に該当する資格を有する連帯保証人を立てさせなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(貸付財産の原状変更の承認)

第 34 条 (略)

たときは、直ちに次に掲げる事項を記載した文書により総務課長を経て事務局長に報告しなければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(許可手続)

第 27 条 (略)

2 課長は、その所管に係る行政財産の使用許可をしようとする場合で、次の事由に該当するときは、総務課長に合議しなければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 前項の合議は、次に掲げる事項を記載した文書に使用許可書案を添えて行わなければならない。

(1)～(8) (略)

4 (略)

(貸付手続)

第 30 条 (略)

2 総務課長は、普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に契約書案を添えて、事務局長の承認を得なければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(連帯保証人)

第 31 条 総務課長は、普通財産の貸付けについて、保証人の必要があると認めるときは、次の各号（管理者が特に認める場合にあつては、第 2 号）に該当する資格を有する連帯保証人を立てさせなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(貸付財産の原状変更の承認)

第 34 条 (略)

2 人事会館課長は、貸付財産の原状変更を承認しようとするときは、事務局長の承認を得なければならない。

(不正使用に対する措置)

第 36 条 人事会館課長は、普通財産を契約によらないで使用又は収益している者がある場合は、直ちにその使用又は収益をやめさせなければならない。

2 (略)

(財産の取りこわし)

第 42 条 人事会館課長は、普通財産を取りこわそうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に関係図面を添えて事務局長の承認を得なければならない。

(1)～(6) (略)

(準用規定)

第 43 条 人事会館課長は、交換、譲与、譲渡又は取りこわし以外の方法で普通財産を処分しようとするときは、第 37 条、第 39 条及び第 42 条の規定に準じて行なわなければならない。

2 総務課長は、貸付財産の原状変更を承認しようとするときは、事務局長の承認を得なければならない。

(不正使用に対する措置)

第 36 条 総務課長は、普通財産を契約によらないで使用又は収益している者がある場合は、直ちにその使用又は収益をやめさせなければならない。

2 (略)

(財産の取りこわし)

第 42 条 総務課長は、普通財産を取りこわそうとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に関係図面を添えて事務局長の承認を得なければならない。

(1)～(6) (略)

(準用規定)

第 43 条 総務課長は、交換、譲与、譲渡又は取りこわし以外の方法で普通財産を処分しようとするときは、第 37 条、第 39 条及び第 42 条の規定に準じて行なわなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則（平成 22 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 27 条 審査会の庶務は、 <u>総務退職課</u> において処理する。	(庶務) 第 27 条 審査会の庶務は、 <u>業務課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成29年3月23日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第17号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「105,130円」に、「57,030円」を「57,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。